

# 山梨県公報

号外第七十号

平成二十三年

九月七日

水曜日

## 目次

### 条 例

- 山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県議会の議員その他非常勤の職員その公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例……………一
- 山梨県風致地区条例の一部を改正する条例……………三

## 条例のあらまし

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十六号)(障害福祉課)

- 1 障害者基本法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例(条例第三十七号)(障害福祉課)

- 1 障害者自律支援法等の一部改正に伴い、次の条例について規定の整理を行うこととした。

- (一) 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- (二) 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例
- (三) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例
- (四) 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例
- (五) 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例
- (六) 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例

2 この条例は、一部の規定を除いて、平成二十四年四月一日から施行することとした。

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例(条例第三十八号)(都市計画課)

- 1 放送法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律の施行に伴い、規定の整理を行うこととした。

- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2については、平成二十三年十月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十三年九月七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三十六号

山梨県附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表山梨県障害者施策推進協議会の項中、「第二十六条第二項」を、「第三十四条第二項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十三年九月七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三十七号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年山梨県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中、「第五条第十二項」を、「第五条第十三項」に、「同条第六項」を、「同条第七項」に改める。

第二条 山梨県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十条の二第二号中、「第五条第十三項」を、「第五条第十二項」に改める。  
(山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第三条 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第四号)

の一部を次のように改正する。

第一条中、「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。  
第三条第二号中、「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第三号中、「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第四号中、「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

**第四条** 山梨県立育精福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第一条中、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。  
第三条第二号中、「第六十三條の五」を「第六十三條の三」に改め、同条第三号中、「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同条第四号中、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。

(山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

**第五条** 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例(昭和五十年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中、「第五条第八項」を「第五条第九項」に改める。  
第四条第五項の表一の項中、「第五条第八項」を「第五条第九項」に、「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

**第六条** 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号及び第四条第五項の表一の項中、「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

(山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

**第七条** 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例(昭和五十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。  
第四条第四号中、「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同条第五号中、「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第六号中、「第五条第十項」を「第五条第十一項」に改める。

**第八条** 山梨県立青い鳥福祉センター設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第一条中、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。  
第四条第五号中、「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同条第六号中、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める。  
別表二の項イ中、「第六十三條の五」を「第六十三條の三」に改める。

(山梨県立あけぼの設置及び管理条例の一部改正)

**第九条** 山梨県立あけぼの設置及び管理条例(平成十八年山梨県条例第五十一号)の

一部を次のように改正する。

第三条第一号中、「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同条第二号中、「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。  
第七条第一項中、「第五条第八項」を「第五条第九項」に、「第二十九条第三項」を「第二十九条第三項第一号」に改める。

**第十条** 山梨県立あけぼの設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第三条第一号中、「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同条第二号中、「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。  
第七条第一項中、「第五条第九項」を「第五条第八項」に改める。

(山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部改正)

**第十一条** 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例(平成二十一年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「第五条第十二項」を「第五条第十三項」に改める。  
第二条の表山梨県立梨の実察の項第一号中、「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同項第二号中、「第五条第八項」を「第五条第九項」に改め、同項第三号中、「第五条第十一項」を「第五条第十二項」に改め、同項第四号中、「第五条第十四項」を「第五条第十五項」に改め、同項第五号中、「第五条第十五項」を「第五条第十六項」に改め、同表山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮の項第四号中、「第五条第十三項」を「第五条第十四項」に改める。

**第十二条** 山梨県立障害者支援施設設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

第一条中、「第五条第十三項」を「第五条第十二項」に改める。  
第二条の表山梨県立梨の実察の項第一号中、「第六十三條の五」を「第六十三條の三」に改め、同項第二号中、「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、同項第三号中、「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改め、同項第四号中、「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に改め、同項第五号中、「第五条第十六項」を「第五条第十五項」に改め、同表山梨県立あさひワークホームの項第一号中、「第六十三條の四」を「第六十三條の二」に改め、同表山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮の項第四号中、「第五条第十四項」を「第五条第十三項」に改める。

#### 附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条、第五条、第七条、第九条及び第十一条の規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)附則第一条第三号に定

める日から施行する。

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年九月七日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第三十八号

山梨県風致地区条例の一部を改正する条例

山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項各号」を「前項各号」に、「前項の」を「同項の」に改め、同項第十三号八中「有線放送電話業務又は有線放送業務」を「又は有線一般放送の業務」に、「有線放送業務の」を「有線一般放送の業務の」に改め、同条第三項第三号を削り、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二十号中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改め、同条第二十一号を削り、同条第二十二号中「放送事業」を「基幹放送の業務」に改め、同号を同条第二十一号とし、同条第二十三号から第三十号までを一号ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三号を削り、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、平成二十三年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされる規定の適用を受ける者の行う同法附則第二条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律（昭和三十一年法律第百五十二号）第二条に規定する有線放送電話業務に係る行為については、この条例による改正後の山梨県風致地区条例第二条及び第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番